

新型コロナウイルス関連情報

(オーストリアにおける検疫措置 (改定))

オーストリア政府は、国境管理（検疫）に関する関係省令を改正しました。改定された事項は以下のとおりです。

1

リスト1 掲載国のうち、空路でオーストリアへ入国する者について、入国前72時間以内のPCR検査による陰性証明書又はワクチン接種証明書（2回型ワクチンであれば2回とも接種済みのこと）の提示が必要な国から、オランダが除外されました。スペイン、キプロスは引き続き措置の対象です。

2

厳格な入国・検疫措置が課されているリスト2（変異株発生国）掲載国から、インド、南アフリカ、英国、ボツワナ、ネパール、ザンビア及びロシアが削除されました。引き続き掲載されているのは、ブラジル、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ジンバブエ及びウルグアイです。

3

ワクチン接種証明書が満たすべき条件から、「1回目のワクチン接種から90日以内かつ22日目以降」が削除されました。これにより、2回接種型ワクチンの場合、2回目の接種を完了していなければ有効とは見なされません。

4 上記1及び2については8月15日から、3については8月18日から適用されます。
なお、オーストリアにおける最新の入国制限（検疫）の概要については当館ホームページをご参照ください。

<https://www.at.emb-japan.go.jp/files/100223009.pdf>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>